

# 学校感染症について

以下に記載してある「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」に罹患した場合、感染の拡大を予防するため、「学校保健安全法」等により出校停止としています。学校感染症に罹患した場合は、各学部事務室または医務室に速やかに報告してください。

【学校保健安全法施行規則 第18条・19条】

	感染症の種類	出席停止期間	必要な書類
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ(急性灰白髄炎)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)、指定感染症、新感染症	治癒するまで	治癒証明書
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	抗インフルエンザ薬が処方されたと分かる書類、検査結果(自己検査および検査キットの写真は不可)、診断書、治癒証明書のいずれか※ ※特例として、当該感染症に罹患または治療したことが分かる書類の提出を可とします。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで	検査結果(自己検査および検査キットの写真は不可)、診断書、治癒証明書のいずれか※ ※特例として、当該感染症に罹患したことが分かる書類の提出を可とします。
	百日咳	特有の咳がとれるまでまたは、5日間の適正な抗菌療法が終了するまで	治癒証明書 ※感染の可能性がなくなったことを証明するため、診断書等ではなく治癒証明書を提出してください。
	麻疹(はしか)	解熱したのち、3日を経過するまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がとれたのち、2日を経過するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症;溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎など	治癒または医師の許可があるまで	治癒証明書

※ 治癒証明書による情報は、医務室、学部事務室および担当教員が共有し、原則として第三者に開示しません。しかし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合等で、本人の同意が得ることが困難な場合は例外的に第三者に開示することがあります。